

『貞和五年春日社臨時祭次第』に関する諸問題：翻刻本文の批判から、斑足太子の猿楽の内容に及ぶ

小林, 健二

(出版者 / Publisher)

法政大学能楽研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

能楽研究 : 能楽研究所紀要

(巻 / Volume)

20

(開始ページ / Start Page)

139

(終了ページ / End Page)

168

(発行年 / Year)

1996-03-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00020480>

『貞和五年春日社臨時祭次第』に関する諸問題

——翻刻本文の批判から、斑足太子の猿楽の内容に及ぶ——

小林 健 二

はじめに

今年度、法政大学能楽研究所に国内留学をする機会に恵まれ、表章教授の大学院の演習に臨席させていただき、実に多くのことを得ることができた。本稿で報告することも、その折りの成果の一つである。

その演習のテーマは「資料を通して見る能楽史」というもので、題材の一つとして『貞和五年春日社臨時祭次第』が取り上げられた。この資料は、貞和五年（一三四九）二月十日に春日若宮の巫女が禰宜の助力を得て通常の若宮御祭りを模して行った渡り物と芸能の記録であるが、猿楽と田楽の能の演目とその内容が具体的にわかる最古の資料として、芸能史研究の上では夙に有名なものである。

しかし、著名な資料の割には、巫女の猿楽の能や禰宜の田楽の能についての記事はよく引かれ、考察の対象とされるものの、資料全体の細部にまでわたって考証されることはなく、ましては翻刻された本文に対して批判的な読みが

なされたことはなかったのではないだろうか。

今回の演習において『日本庶民文化史料集成』に所収される本文を精読したところ、意味不明の部分や整合性を欠く部分がかかり存することに気が付き、一度原本に当たり直して読む必要性を強く感じた。しかし、『貞和五年春日社臨時祭次第』の原本は行方がわからず、原本に拠っての本文の確認は不可能なのが現状である。このことが『貞和五年春日社臨時祭次第』の本文批判が行われなかったことの大きな理由になっていたのであろうし、我々は翻刻された本文によってしか本資料を読めないという大きなハンデを負っているのである。

ところで、『国書総目録』に「貞和五年春日若宮臨時祭記 一冊 国会(昭和写)」という書名で掲載されている書目を調査したところ、それが本資料の転写本であることを突き止めることができ、また、落合博志氏の御教示により、京都大学に影写本があることを知り得た。すなわち、『貞和五年春日社臨時祭次第』については、原本は所在不明ながら、二点の転写本の存在が確認できたのである。

そこで、本稿では『貞和五年春日社臨時祭次第』の翻刻本文に対して、原本に次ぐ本文価値を有するであろう転写本を用いて本文批判を行い、その上で浮上して来る異同箇所について考察を加え、それらの中でも特に重要と思われる、田楽の能「ハンソクタイシノサルカウ」の劇内容について、説話資料に照らしながら一つの読みを提示することを目的とする。

なお、本資料には題名が無く、『貞和五年春日若宮臨時祭演能記』（『中世文芸の源流』）、『貞和五年春日臨時祭次第』（『日本庶民文化史料集成』第二巻「田楽・猿楽」）、『貞和五年臨時祭記』（神道大系神社編『春日』）などの呼称があるが、ここでは後に紹介する京都大学蔵の影写本が『貞和五年春日社臨時祭次第』と題することから、便宜上その名称を用いることとする。

一 『貞和五年春日社臨時祭次第』の翻刻本文

『貞和五年春日社臨時祭次第』の伝本としては鈴鹿太郎氏所蔵本が唯一のものであり、それを翻刻した本文としては次の四点が既刊されている。

- 1、永島福太郎『中世文芸の源流』（昭和二十三年、河原書店）
- 2、永島福太郎『日本庶民文化史料集成』第二卷「田楽・猿楽」（昭和四十九年、三一書房）
- 3、永島福太郎『神道大系』神社編十三春日（昭和六十年、神道大系編纂会）
- 4、伊藤磯十郎『田楽史の研究』（昭和六十年。但し、自序は昭和二十五年。稿本が出来たのは昭和二十五年）

以上、永島福太郎氏が三回にわたり翻刻・校訂されており、この資料を用いる場合には2の本文によることが多い。永島氏の校訂方針は、三回ともほぼ一貫しており、若干の読み換えはあるものの大きな変更は認められない。また、伊藤磯十郎氏の翻刻も永島氏のものと同じく変わるところはない。

さて、『貞和五年春日社臨時祭次第』の原本のは現存は確認できないが、永島・伊藤の両氏が披見された当時の事情は、次の伊藤氏の翻刻の付記から知ることができる。

右貞和五年春日臨時祭記は京都神楽丘鈴鹿家蔵であつて当時（昭和十三年）吉田神社宮司森口奈良吉氏が同家古文書櫃中より発見せられたもので一時は京大國史研究室にも行って居った。予同氏よりの通報に依り早速上京披見、同宮司の口添に依り借覽したが、読みの下らぬ点が多く傍注を入れて見たが高田十郎氏のお望みに依り読んで貰った。今又永島福太郎氏がその著「中世文芸」の附録として収録せられた。右の注は予并ニ高田氏永島氏が

こんな事であろうと思つて入れられたもので必ずしも絶対的なものではないが大体は判るやうに思ふ。

以上の記事から、披見された昭和十三年当時の状況が知られよう。文中の「傍注」「右の注」とは全体にわたって施された振り漢字のことで、伊藤氏が永島氏や高田十郎氏とともに読み解いた様子が窺えるのであり、伊藤氏の翻刻が永島氏のものとはほぼ同じであることも頷けるのである。

また、伊藤氏は『田楽史の研究』の第四章「南北朝時代」において、原本の写真を図版として三図載せ、さらに次のように記されている。

昭和十三年京都神楽丘鈴鹿氏の文書櫃の中から現春日大社権宮司(当時吉田神社宮司)の手に依りて貞和五年臨時祭記なるものを発見せられ、其頃の能の概要を知る事が出来た。この記録は長さ一丈余の卷子本で虫損が多く、全部殆ど片仮名で書かれ仮名遣の混乱やらで読了には相当の困難を感じた。思ふにこの記録は春日若宮神殿守の人として文字に縁の少い人の筆に成つた物と思われる。

右の記事と写真から、この資料が三メートル余りの簡素な卷子本であつたことがわかり、しかも、冒頭部分が相当に破損し、所々に虫損らしきところが散見され、けつしてよい状態で伝わつたものではないことが認められる。永島氏の翻刻に解説不明個所があるのも、資料の状態からやむを得なかつたことが知られるのである。

ところで、『貞和五年春日社臨時祭次第』にはもう一点の翻刻がある。能勢朝次氏が『能楽源流考』第三章、能の発生とその展開「一、貞和の猿楽能・田楽能」(三五五―三六七頁)において翻刻されているのがそれである。但し全文の翻刻ではなく、考証に必要な部分のみの翻刻であり、分量としては全体の約半分程になる。能勢氏は文中で「然るに今回京大国史学の柴田講師の好意によって、同研究室所蔵の鈴鹿家古文書の影写を見る事を得、貞和五年二月の春日臨時祭に巫女や禰宜の催した猿楽能や田楽能の詳細を知る事が出来たのである」と述べるように、鈴鹿家の原本

によって直接に翻刻されたわけではなく、後に紹介する京都大学の国史研究室で影写された本によって翻刻したものである。能勢氏に影写本を周旋した「柴田講師」とは柴田実氏のこと、柴田氏が京都大学国史学の講師となったのは昭和十一年三月のことであるから、能勢氏の『貞和五年春日社臨時祭次第』の影写本披見もそれ以降であり、また『能楽源流考』が刊行される昭和十二年以前ということになる。

能勢氏の翻刻は原本から直接のものではないが、後に述べるように氏が用いた京都大学の影写本がかなり正確に写されていることから、十分に本文資料として用いることができる。能勢氏の翻刻には、永島氏のものとは違った読みもあって参考になるが、それについては論証の過程で触れることにしよう。

二 『貞和五年春日社臨時祭次第』の転写本

さて、先に述べたように、現存不明のこの資料について、二点の転写本があることが認められた。

一点は、かつて京都大学の国史研究室が影写したもので、現在は京都大学文学部博物館に所蔵されている。影写本『鈴鹿氏所蔵文書』（整理番号、国史か2山城、113）十一頁の内の「貞和五年春日社臨時祭次第」がそれであり、全体の十六丁分になる。影写本自体の寸法は、縦三三・七×二三・五糎であるが、『貞和五年春日社臨時祭次第』原本の紙幅が影写の墨線により約二十九糎であったことも知られる。十六丁に二四八行に亘って影写されているが、虫損箇所はもとより、薄墨による重ね書きや補筆の部分も丁寧に写されていて、十分に原本に準ずる資料価値を有すると信じられる。また、九箇所の朱による補筆が見られるが、これは原本にあったものではなく、写字生の影写に対する当時の教官の書き入れであろう。奥書に「吉田神社鈴鹿太郎氏所蔵、昭和九年一月影写」とあるので、京都大学で昭和九

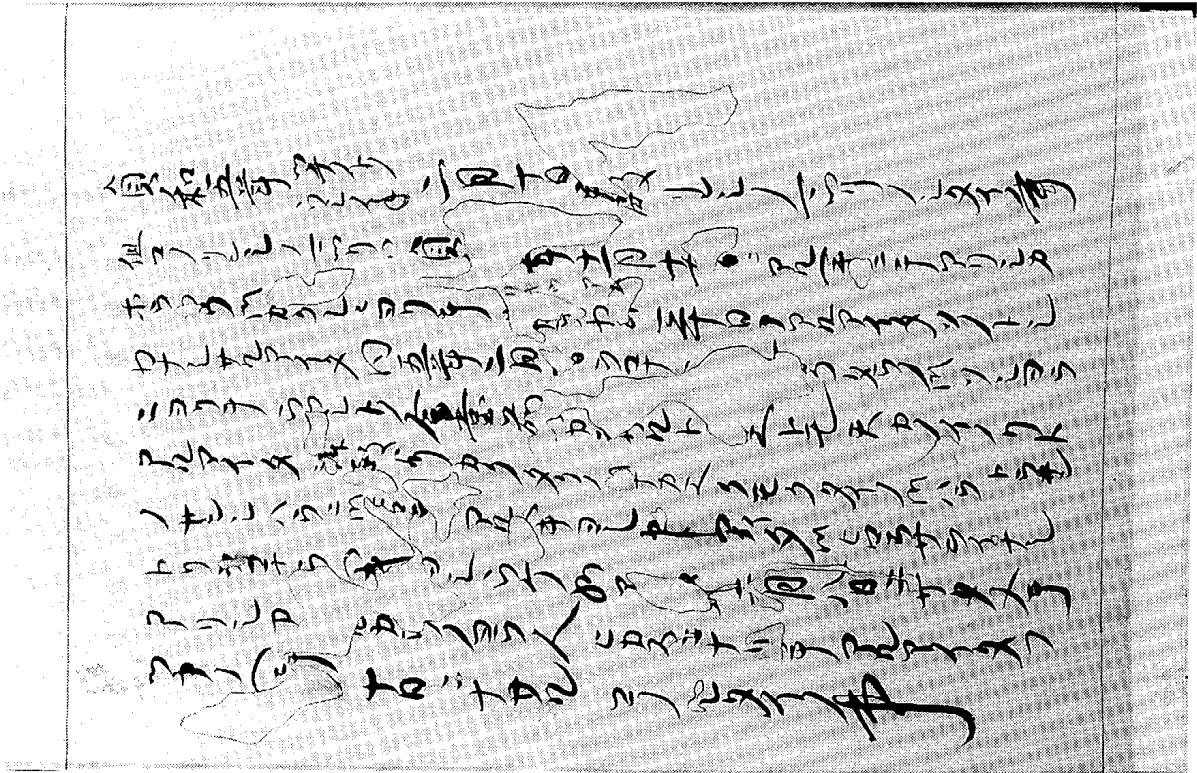
年に影写されたものとわかる。ちなみに、收藏印の日付は「昭和9・2・26」となっている。能勢氏が柴田氏を介して披見した影写本はこれであろう。伊藤磯十郎氏は本資料が昭和十三年に発見されたごとくに書かれているが、実はそれよりも四年も早く京都大学で影写されていたのである。次に紹介する高野本の奥書も、その間の事情を記したものであろう。以後、便宜上この影写本を京大本と呼ぶことにする。

なお、この影写本を東京大学の史料編纂所が撮影した写真(整理番号六一七一・六二の五〇)が存する。奥に「右、角倉文書外三合 京都市左京区吉田本町 京都大学文学部国史研究室所蔵 昭和三十七年十一月撮影了 昭和三十九年十二月引伸了」と記されることから、京都大学国史研究室の影写本を昭和三十七年に撮影したものであることがわかる(この写真の存在は落合博志氏の御教示により知り得た)。

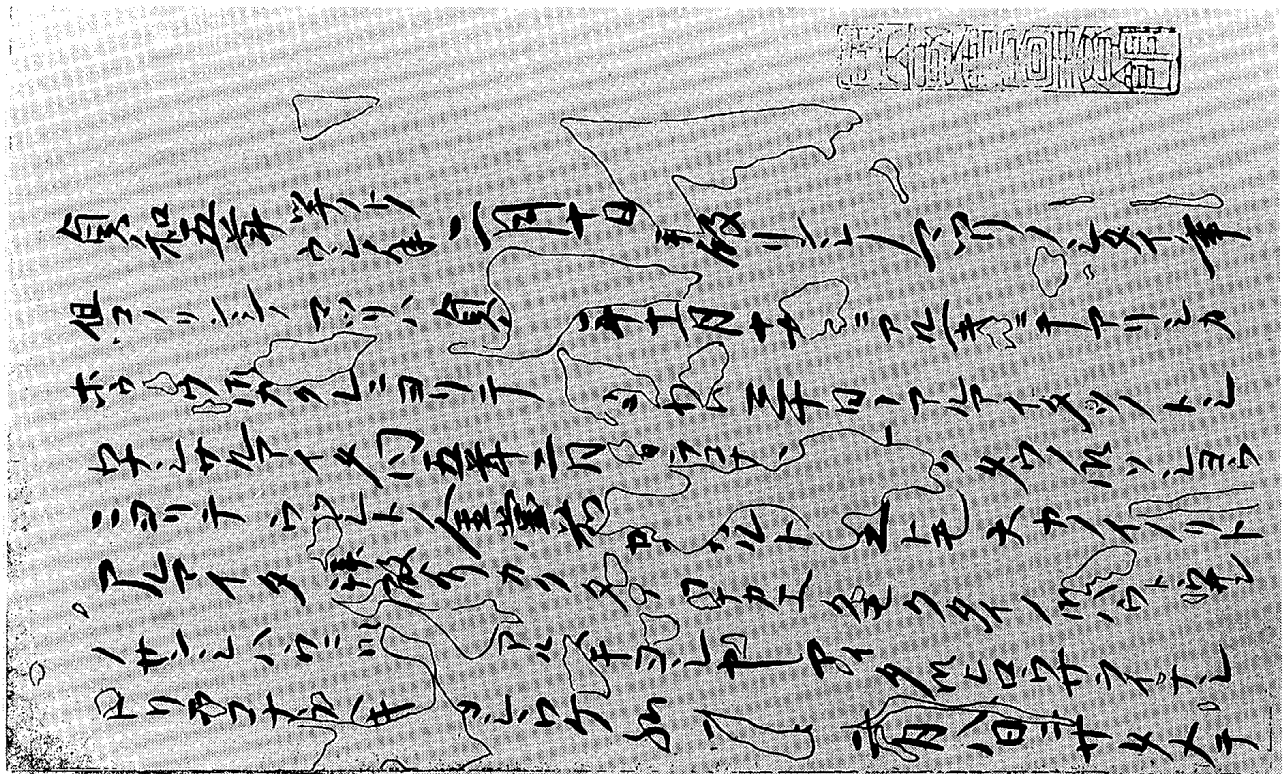
もう一点は、国立国会図書館の「貞和五年春日若宮臨時祭記」(整理番号、わ一七六一五)一冊である。この本は、丹表紙で、寸法は縦二八・〇×横一九・八糎、全十九丁のものである。冒頭の第一丁表、扉にあたる部分に「貞和五年春日若宮臨時祭記 斑山文庫主人」とあるので、斑山文庫主人こと高野辰之氏が転写したものであることが判明する。また、最後の第十九丁表に「右貞和五年 春日若宮臨時祭記ハ元吉田神社神主家老タリシ鈴鹿家ノ書櫃中ニ在リシモノヲ吉田神社宮司森口奈良吉氏ニ依リテ発見セラレシモノ也 昭和九年二月十五日乞フテ之ヲ写ス」という転写の際の奥書があるが、これは先に紹介した京都大学の国史研究室が影写した時期と重なるので、京都大学で影写された際の奥書と考えられる。高野氏はその影写本(前記の京大本とは別本の可能性もある)をさらに昭和十年に転写したのであろう。なお、便宜上、この転写本を高野本と呼ぶことにする。

京大本と高野本(図版1・2)を、伊藤氏の『田楽史の研究』に所載される原本の写真と比べると、虫喰いの跡まで忠実に写されており、影写がかなり正確に行われていることが窺われる。また、当然のことながら両本を比べると、

図版1 京大本の第1丁表



図版2 高野本の第1丁表



京大本の影写の精度の方が二次的資料である高野本よりも一段と高い。

従って、『貞和五年春日社臨時祭次第』の翻刻本文を批判するには、原本に代わるものとして京大本を用いて翻刻本文との対校を行い、その校異を示すことによって原本に近い本文を模索するという方法を取らなければならない。

三 翻刻本文と影写本との校異

翻刻本文と京大本を照合すると、次ぎのような異同が認められる。対照する翻刻本文は一番新しい神道大系本によることにし、異同の該当箇所もその頁数(漢数字)・行数(算用数字)で示した。

【神道大系本文】

四八一・四 □ヲ、アム

6 トウイン

10 ヲヲクチ

四八二・一 ヲヲクチ

2 サシハサミ

5 「ミナセイカウヲカサネラル」は「ミナセイカウヲ／カサネラル」と二行割り

7 二人

8 春カク

10 クハンセ御前

【京大本】

□ウ、ワム

トウケン

ヲウクチ

ヲウクチ

サシハサミニ

二人内

春フク

クワンセ御前

- | | | | |
|------|----|--------------|-----------------|
| | 11 | 春ワウ | 春トウ |
| | 13 | 宮一殿・イヤマス | 宮一殿イヤマス |
| 四八三・ | 7 | ワタリ物 | ワタリ物ニ |
| 四八四・ | 5 | 行目の後、一行空ける。 | |
| | 9 | サ、レ、又 | サ、レヌ |
| | 11 | ヨシ申アイタ | ヨシヲ申アイタ |
| 四八五・ | 7 | 春茂 | 春民 |
| | 10 | スイカンノニレウコ | スイカンノニレウコ |
| 四八六・ | 3 | ヨウクシヨクカリテ | ヨウクシヨリカリテ |
| | 12 | チャクトウ | チャクタクウ |
| | 13 | トノノマエ | トノノマエ |
| 四八七・ | 1 | 南門へ | 南門エ |
| | 4 | マイトノ、ヒカシ | マイトノヒカシ |
| | 7 | 御コセタチノ | 「コ」の右に「御」と補筆 |
| 四八八・ | 2 | 天王ニ清種 | 天王ニハ清種 |
| | 3 | 春康 | 「康」の右に「ヤス」と振り仮名 |
| | 6 | チコノマイ、ランヒヤウシ | ニ行割り |
| | | ランヒヤウシ | ランシヤウシ |

- 7 春康
「康」の右に「ヤス」と振り仮名
- 8 ワウニ春政
ソウニ春政
- 9 春珍
春弥
- 11 御せたちハ
「御」の右に「コ」と振り仮名
- 13 スミノノキニ
スミノ、キニ
- 四八九・1 同サウスル
同サヲスル
- 3 手水ヤヘイリテ
手水ヤエイリテ
- 11 定使ノ
定使ノ
- 13 人々、
人々、
- 四九〇・1 人々、
人々、
- 3 スシニテ、
スシエフナ、
- 8 肴ニ、山ノイモ
肴ニ、山ノイモ
- 11 ヲシキサカツキマイル
ヲシキサカツキ マイル
- 11 人々、
人々、
- 12 三貫文
三百文
- 12 千歳御前
千歳御前
- 13 春徳御前
春徳、
- 13 春徳御前
春徳、

四九一・1 「はる見、」の右肩に「同日」とあり

萬財

万財

2 うた御前

うた、

3 「春増、」の右肩に「二日」とあり

「常るり院」の右肩に「二日」とあり

8 「トウタ夫」の「ウタ」の右に「大」と振り漢字

9 大ラウツカキニテ 大ラウヲツカキニテ

13 若宮神主ノ 若宮神主殿ノ

四九二・4 二行割りの「又」の右に「マタ」と振る

「又百文エホシノカエトテ給」は「又百文エホシカエトノテ給」

5 若宮御ヘイク、ロク 若宮御ヘイノ、ロク

8 二貫 貳貫

四九三・7 ケンヲ ケン、ヲ

11 シスル シヌル

13 ニわヒテ ニワヒテ

以上、約60箇所にわたる異同が認められる。

この資料は全体が片仮名主体で、それに漢字を交じえて記されているが、「ウ」と「ヲ」・「ワ」と「カ」・「二」(数字)と「ニ」など紛らわしい文字が多く、それに加えて虫損などもあってけっして読み易い文書ではない。従っ

て、翻刻本文の意味不明の部分で、京大本によってもなお判読不明のところもあるが、今回はそれについては触れずに、明らかな異同箇所についてだけを指摘することにした。

異同箇所は、その大半が字体を原本通りに起こさなかったり、踊り字・二行割り・傍書などを原本通りに翻刻しないなどの、校訂の方針が徹底しなかったことにより生じたものであるが、本資料の持つ重要性を鑑みると、とても見過ごしてできない誤読らしき箇所もある。中には解釈の上で問題になるところもあると思われるので、以下、そのことについて報告したい。

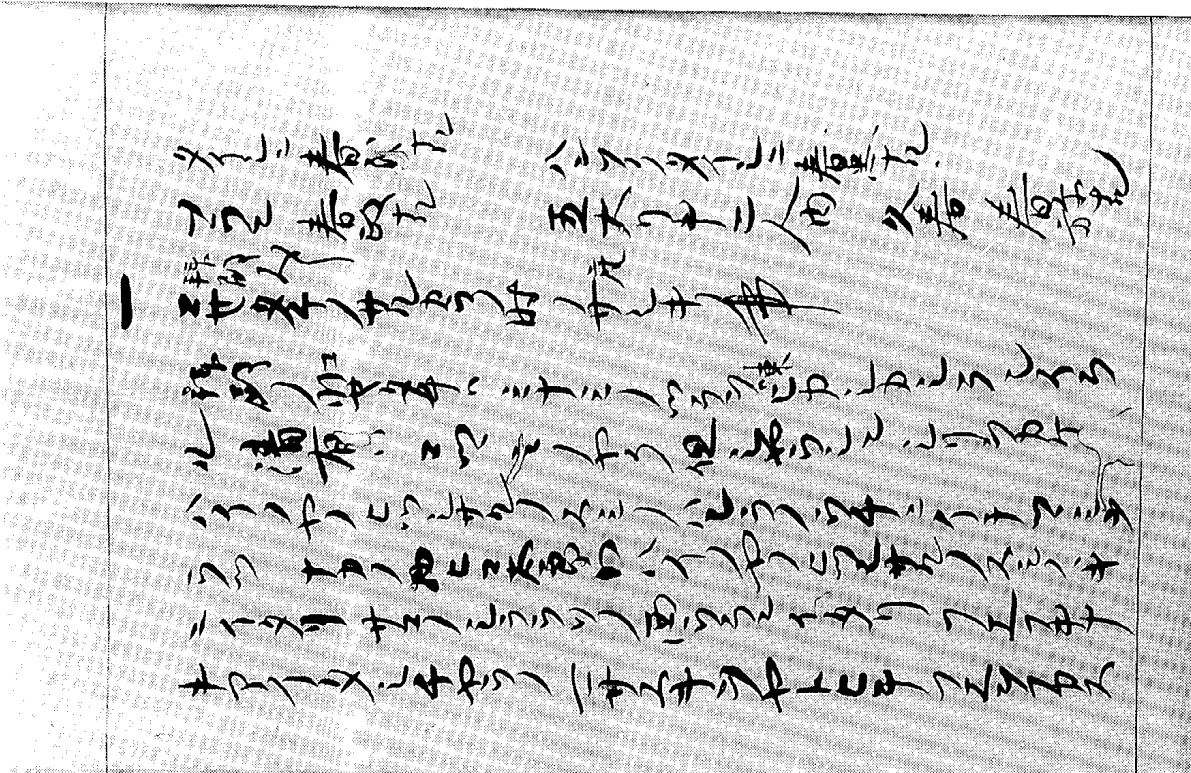
四 田楽方の人名と巫女の納金の問題

まずは、田楽方に扮した禰宜達の名前についてであるが、翻刻の四八五頁7行目の「春茂」は四八七頁13行目・四八八頁4行目に出てくる「春民」であり、四八八頁9行目の「春珍」は四八五頁7行目に見える「春イヤ(春弥)」であることを指摘したい。

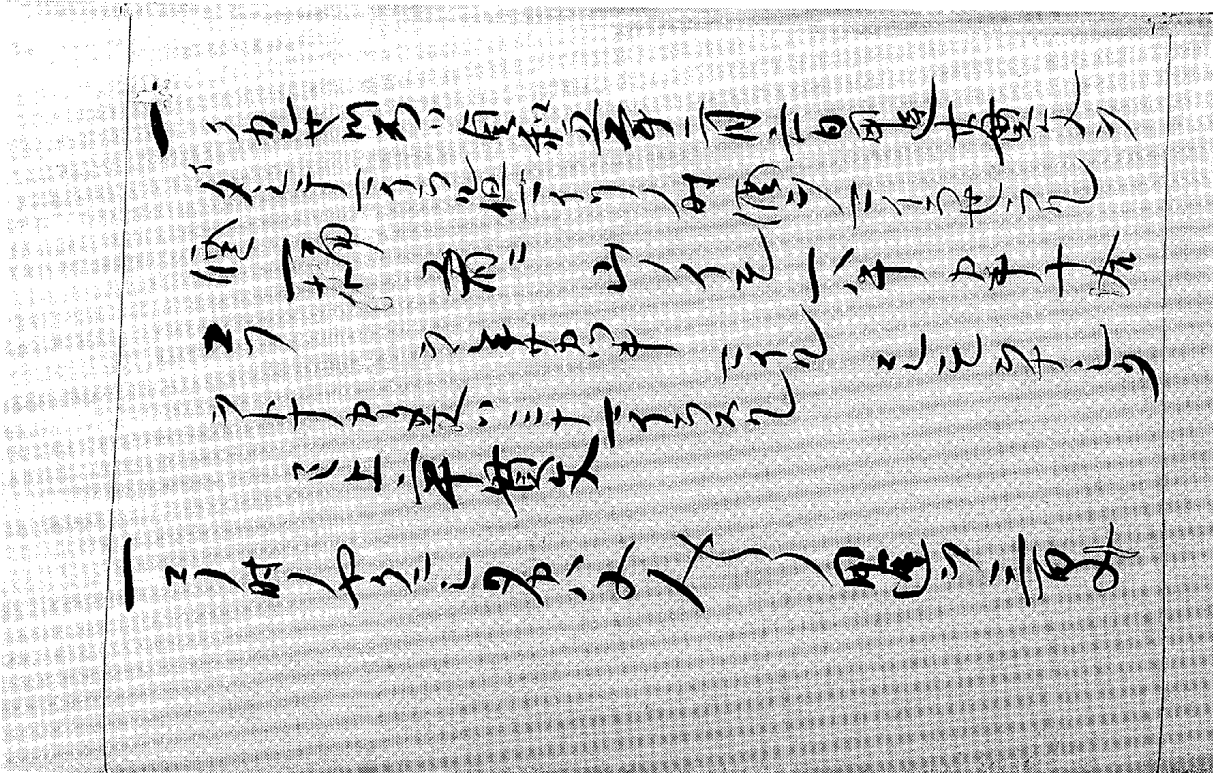
字体から検討すると、「春茂」の「茂」は京大本(図版3)では上部が草冠のくずしに似ていないこともないが、明らかに「民」と読めよう。しかし、他の二箇所の「民」と比べて「茂」と紛らわしことは確かであり、このことは高野本の場合(図版4)に一層顕著である。

一方、「春珍」の方はいささか問題がある。京大本(図版5)では「旃」という字体で記されるが、これは正字にはないものである。特に偏をどのようにとるかがポイントになってこようが、それを永島氏は王偏ととって「玠」と解し、翻刻では「珍」の字を宛てたのであろう。また、能勢氏は、これを示偏ととって「春禰」と読んでいる。しかし、

図版5 京大本第9丁表。2行目の上に「ソウニ」とあり、下に「春林」とある。



図版6 京大本の第11丁裏。7行目の下に「三百文」とある。



これは弓偏ととって「弥」とも読めるところなのである。

右のように、「春茂」が「春民」であることについては、高野本の字体が「茂」に近いという問題は残るものの、京大本の字体からおおむね首肯できようが、「春珍」を「春弥」と読むには、影写本の字体からではまだ断定することはできない。

そこで、見方を変えて内容を読み込むことからこの問題に迫ってみることにしよう。

次に、永島氏の翻刻に従って田楽方の交名とその a 職名、b 担当楽器、c 猿楽の役を一覧化してみる。

〔田楽方交名一覧〕

| | |
|-----|----------------------------------|
| 清久 | a 一口ウ・楽頭 |
| 彦太郎 | a ナカノモノ |
| 景直 | a 禰宜 |
| 師俊 | a 大宮祝師・神主 |
| 祐任 | a 若宮・神主 |
| 祐殖 | a 預殿 |
| 春種 | ○ a 若宮一口ウ・若宮常住神殿守・専当、c カタナタマ・タカシ |
| 春弥 | ○ a 勾当、b サ、ラ |
| 春政 | ○ b サ、ラ、c ノチノサルカウヘワウ |
| 春茂 | ○ b サ、ラ |
| 清照 | ○ b サ、ラ |

清道

○ b サ、ラ

春忠

○ b ツ、ミ、c ヲカシホウシ・ヲカシホウシノタカシ・ハシメノマイ・タケノサルカウ・ハシメノオモサルカウ(レンせウフ)・ノチノサルカウ(ハンソクタイシ)

清種

○ b タイコ、c ハシメノオモサルカウ(ムラカミノ天皇)・ノチノサルカウ(大シン)

久春

○ b タイコ、c タケノサルカウ・ノチノサルカウ(五大リキ)

春康

○ b タイコ、c タケノサルカウ・ハシメノオモサルカウ(テイヒン)・ノチノサルカウ(フミヤウワウ)

清有

○ b タイコ、c ハシメノオモサルカウ(リウワウ)・御前タチノサルカウ(コツ、ミノヤク)

神利

○ b タイコ、c ハシメノオモサルカウ(リウシン)

春古

○ b フェフキ

※春民

○ c タケノサルカウ・ハシメノオモサルカウ(リウシン)・ノチノサルカウ(タイシ)

清吉

c ノチノサルカウノアイニシラヒヤウシヲマウチコノマイランヒヤウシ

※春珍

○ c ノチノサルカウ(五大リキ)

以上であるが、実際に楽器を担当し、また猿楽を演じるなど田楽の芸能に関わる禰宜は、○を打った春種・春弥・春政・春茂・清照・清道・清種・久春・春康・清有・神利・春忠・春古・春民・春珍の十五人と言うことになる。猿楽の間に乱拍子を舞った稚児の清吉は、楽器を担当せず猿楽にも参加しないので、ここでは員数外と考えておく。

さて、田楽の構成は、古くは『申楽談儀』に「田楽は……十三の力者、是を学ぶ。それより此道起る」とあることなどから、十三人が定数であり、また、大乘院尋尊の『長祿四年若宮祭田楽頭記』などによると、ササラ六人、太鼓五人、笛一人、鼓一人の十三人が定式であったことがわかる。とすると、『貞和五年春日社臨時祭次第』の田楽方は

二人多いということになる。

しかし、この臨時祭の場合が特別であったとは思われず、しかもこの時の禰宜の田楽は、「ハンタノテンカク」「キハイノケウレムハウ」などプロの田楽の指導を受けてのものであるから、定式の十三人で行われたと考えるのが自然であろう。

そこで右の一覧で確認すると、※を打った春民と春珍の二人が楽器を担当せずに、猿楽にだけ出演していることに気が付く。田楽方のメンバー十三人は、必ずササラ・鼓・太鼓・笛のどれかを担当するのが普通であるから、この二人は異例ということになる。従って、「春茂」が「春民」の誤読であり、また「春珍」が「春弥」であるとすると、十三人で人数が合うことになる。なお、「異体字辞典」などに、「弥」を「弥」の俗字として載せることも、「春弥」と読むことの補強となる。

その場合の田楽の構成は、ササラが「春弥・春政・春民・清照・清道」とおそらく「春種」の六人、太鼓が「清種・久春・春康・清有・神利」の五人、鼓が「春忠」一人、笛が「春古」一人の以上十三人であったと思われる。

次に、数量上の異同の問題であるが、四九〇頁11行目の「三貫文」は「三百文」であることがあげられる。これは京大本の字体(図版6)からも明瞭であろうが、内容からも読み取れるところでもある。

すなわち、この「三貫文」は臨時祭の当日に渡り物や芸能の役に就かなかった巫女達から徴収した一人分の費用であるが、その御前達三十三人の交名が「鶴王御前」から「春くわう御前」まで記され、さらにその後「已上十貫二百文」と記されるからである。一人宛て三貫文では合計九十九貫文で大幅にオーバーしてしまう。ここは一人が三百文宛てでなければならぬのである。それでも三十三人では合計九貫九百文になるから、三百文分足りないことがわ

かる。従って、交名のところで一人分の巫女の名前が抜けていて、本来は全部で二十四人分であったことも推測できるのである。

五 「ハンソクタイシノサルカウ」について

次に、田楽の能の役名について、四八八頁8行目のハンソクタイシノサルカウ(以下、斑足太子の猿楽)に出てくる役名の「ワウニ」は「ソウニ」と読むべきであることを取り上げたい。

京大本(図版5)の字体は「ソ」という形で、「ワ」とはほど遠いと言えよう。何よりも、『貞和五年春日社臨時祭次第』の筆者の書く「ワ」には癖があり、ほとんど「カ」に近い形なのである。現に能勢氏の翻刻では、この「ワ」を「カ」と読み誤っているほどである。従って、これは「ワ」では有り得ず、「ソ」であることは明らかなのである。

この「ワウニ」を「ソウニ」と読まなければならないことは、斑足太子の猿楽の内容にも関わってくる重大な問題となる。

まずは、今までの解釈を確認するためにも、永島氏の翻刻をあげておこう。

- 一、ノチノサルカウニ、ハンソクタイシノサルカウニ、フミヤウワウヲトリテアル事、フミヤウワウニ春康、大
- シンニ清種ナル、タイシニ春民ナル、ハンソクタイシニ春忠ナル、ワウニ春政ナル、五大リキ二人内久春・春
- 珍「正しくは春弥」ナル

この斑足太子の猿楽については、能勢氏が『能楽源流考』でその典拠を『仁王経』や『曾我物語』であろうと指摘して以来、通説化していると思われる(西野春雄氏「成立期の能と狂言」『国文学』昭和五十三年六月、伊藤正義氏「能と古

典文学』『別冊太陽―能』昭和五十三年十一月)。そこで、斑足太子の猿樂の内容を検討するため、次に『曾我物語』巻七「斑足王の事」をあげてみよう。

仁王経の文をば御覧じ候はずや。昔、天羅国に、王一人まします。太子有、名をば斑足王といふ。外道羅陀の教訓に付て、千人の王の首をとり、塚の神にまつり、その位をうばひ、大王にならんとて、数万の力士・鬼王をあつめて、東西南北、遠国近国の王城に、おしよせくからめとり、すでに九百九十九人の王を取、今一人たらで、いかがせんといふ。ある外道おしへていわく、これより北一万里ゆきて、王あり、名を普明王といふ。これを取て、一千人にたすべしといふ。やがて、力士をさしつかはし、かの王をとりぬ。今は、千人にみちぬれば、一度に首をきらんとす。こゝに、普明王、合掌していわく、ねがはくは、われに一日の暇をゑさせよ。故里かへり、三宝を頂戴し、沙門を供養して、闇路のたよりにせんといふ。やすき間の事とて、一日の暇をとらず。その時、王宮にかへり、百人の僧を請じて、過去七仏の法より、般若波羅蜜を講読せしかば、その第一の僧、普明王のために偈をとく。劫焼終訖、乾坤洞燃、須弥巨海、都為灰煬とのべ給ふ。普明王、此文をききて、四諦十二因縁をゑたり。ほんけむくうをさとる。※さればにや、斑足王、諸法皆空の道理を聴聞して、たちまちに悪心をひるがえして、取こむる千人の王にいわく、面々の科にはあらず。我外道にすゝめられ、悪心をおこす。不思議のいたりなり。今は、たすけたてまつるべし。いそぎ本国にかへり、般若お修行して、仏道をなしたまへとて、すなはち、道心をこし、無生法忍をゑたりと見えたり。これも、普明王をゆるしてこそ、ともに仏果をゑたまひしか。

(日本古典文学大系『曾我物語』)

右のように、この説話からは「外道の教訓により千王の首を切らんとする悪行を重ねていた斑足太子が、普明王の説く偈によりたちまちに悪心を翻す」という、かなり劇的な展開が想像できようが、「ハンソクタイシノサルカウニ、

フミヤウワウヲトリテアル事」という記事からは、斑足太子の命で五大力士が普明王を捕らえるところが見所であったようにもとれよう。

ところで、この説話は「仁王経の文をば御覧じ候はずや」と語り始められるように『仁王経』護国品によっているが、『曾我物語』の仮名本にだけ見られるもので、真名本には見られないことから、仮名本の形成の過程で取り入れられたと考えられよう。『曾我物語』の記事では、※を打った「さればにや」の前後の繋がりが悪く、これを『仁王経』と比べると〈普明王が天羅国に戻り九百九十九人の王とともに『仁王経』の偈を誦して斑足王に聞かせる〉という一段が省略されているようである。『曾我物語』所収の斑足王・普明王の説話にはこのような問題も残るが、斑足王が鬼王・力士を使役して千王を捕らえることは『仁王経』には見られず、その点は斑足太子の猿楽の内容と近いことなどは注意すべきであろう。斑足太子の猿楽が『仁王経』そのものというよりは、それを敷衍化した説話に拠っていると考えられるのである。

この斑足太子の猿楽の役名とその配役を整理すると、「普明王」に春康、「大臣」に清種、「太子」に春民、「斑足太子」に春忠、「王」に春政、「五大力士二人」に久春と春弥の七名と云うことになるが、『仁王経』『曾我物語』の説話内容と照らし合わせて役割が明らかなのは、普明王・斑足太子・五大力士二人の四人であり、残り的大臣・太子・王の三人は役割がはっきりしない。この斑足太子の猿楽が『仁王経』を敷衍化した説話によっているのであろうとされながらも、内容がもう一息明らかではなかった要因として、この三人の役割が不明であったことがあげられよう。

さて、この三人の内の「ワウ(王)」が「ソウ(僧)」の誤りであるならば、役割は明らかとなる。すなわち、説話では普明王が斑足王に首を切られる時に一日の猶予をもらい、百人の僧に過去七仏の法より般若波羅密を講読させ、さらに百人中第一の僧が普明王のために偈を説き、それにより普明王は法眼空を悟り、斑足王もまたその偈によって

悟りを得て、悪心を翻す」という内容になっているからである。

右のことから、この物語には仁王護国の偈をとく僧が出てこなければ話にならないことがわかる。従って、斑足王の猿楽の「ワウ」は「ソウ」でなければならず、その僧が偈を誦するところが猿楽の一つの山場であったと想像できるのである。

ところで、この「ソウ」については、能勢氏が『能楽源流考』において既にそのように翻刻されていた。(能勢氏の読みは永島氏の翻刻と違っていている場合もあって参考になる。この箇所も「ソウ」と正しく読まれているケースであるが、一方、「ワ」を「カ」、「へ」を「エ」、「ヲ」を「オ」と読むなど、また一、二字読み落としがあるなど、注意を要するところもある。)しかし、「ソウ」と一応読まれ、その右には「僧」と振り漢字まで宛てながら、その下に「？」を付けられているのは、説話内容と猿楽の内容を照合させても、「ソウ」を含めた諸役の役割が今一つ明確に把握できなかっためではないだろうか。

六 斑足太子の猿楽と『三国伝記』系の斑足王・普明王の説話

前章において、斑足太子の猿楽での僧の役割ははっきりしたと思うが、依然として「太子」と「臣下」の役割は判然としない。

実は、『仁王経』に説かれる斑足王・普明王の説話はかなりの広がりを見せており、『三宝絵』『宝物集(九冊本)』『三国伝記』『埴囊鈔』にも『曾我物語』とはまた違った形で引かれているのである。特に『三国伝記』と『埴囊鈔』の説話は斑足太子の猿楽の典拠の上で、注目すべき内容を有していると思われる。『埴囊鈔』と『三国伝記』の説話

内容は近似しており、成立年代からも前者が後者を引いていると思われるので、ここでは『三国伝記』巻第二「第七斑足王欲千王殺事、明不妄語之徳事」に所収される話を次に引いてみよう。

梵曰、昔、天羅国斑足王ト云ハ獅子ノ産メル子ナル故ニ血肉ヲ好ミ食シケリ。厨人ニ勅メ供御ノ膳ニハ必肉ヲ集シム。依之、朝ニハ餞臯鷺鴨ヲ、暮ニハ厨リヤトス嶺麋鹿。走獸ノ腐盃盤聚、飛禽ノ脂、鈿蓋ニ満リ。或時、俄ニ美肉無ケレハ、厨人はヲ歎テ、東西奔走スルニ、新ニ死セル小兒有、是ヲ取テ備トス。王曰、今日ノ肉食コトニ美也。日々ニ必是ヲ備ヘヨト云。仍厨人毎日家々ヲ廻テ、小兒ヲ取テ奉ル程、乳母子ヲ失ヒ老翁ハ孫ヲ悲ム。村南村北ニ、哭スル声不絶、一天ナケキ万民ノウレヘナリケレハ、千ノ小国ノ王各兵ヲ起テ、此斑足王ヲ囚テ、耆闍崛山中ニ流置ク。カシコハ深山ナレハ鬼神ノ為ニ失ント思ケルニ、諸羅刹、此王ヲ助ケテ鬼王トセリ。諸鬼神ト、談合シケルハ、今此一千小国王ハ、既ニ不浅怨敵也。是ヲ治罰セント思。又我昔陀羅師ノ説ヲ聴ニ云、千王ヲ殺、此ヲ鬼神ニ祭ラハ、千度王位ニ昇ルヘシト。故且ハ宿敵ヲ亡サレ、且ハ本望達為ニ、今千王頸ヲ切テ、山神ニ祭ラント思ト云々。

因茲、鬼神ト斑足ト空ニカケリテ、已九百九十九人ノ王ヲ取レリ。今獨ノ王万里ノ外ニ有。是ヲ普明ト名付。彼王折節、后妃采女曳連テ後園ノ中ニ出花ヲ翫ントス。爰、乞食沙門来テ、此普明王慈仁心深沙門ニ語ラク、只今此遊宴ニヲモムキテ、供養スルコト不能。後日来給ヘ。必供養ヲ遂、教誡ヲ受ント言ケレハ、沙門諾販リヌ。其後、王諸ノ采女ト、花鳥ニ思ヲトラカシ、糸竹ニ心ヲ延テ歎遊ス。興未央斑足王諸羅刹ト空ヨリ来リ、普明王ヲ囚去リヌ。后妃采女ハ涙ヲ流シ驚歎シ、百寮千官ハ、手ヲ撲周章スレトモ無為方。鶯舌無識猶奏怨曲ヲ庭樹之曉風、柳ノ眼無情空添啼粧ヲ池堤之暮雨矣。尊卑遺恨遠近含哀。

耆闍崛山ニハ、千王満足スル事ヲ喜テ是ヲ塚神ニ祭ラントス。千王各古郷ノ国務太子后宮ノ事思遺ルニ心細ク悲

事今更云ン方ナシ。然レ共、中ニモ普明王人ニ勝レテ、歎ノ色深シ。時ニ斑足王問テ云、命ヲ受誰カ悲マサラン。「然レドモ」汝殊ニ歎ク事ハ何ノ故カ有ト。普明王答テ云、我命ヲ惜ミ愁ルニハアラス。怨ラクハ生ヲ受テヨリ以來未虚言ノ。然ニ吾取ラレシ日、沙門ニ契ヲ成スコトアリ。後日ニ来ラハ、可供養ヲナス。誠ヲ受ト云テ、其日已皈ス。此事吾心ヨリ不発云共、尚シ実ノ道ニ背ケリ。是ヲ思悲不絶云。斑足此事ヲ哀テ、然ラハ其程ノ暇ヲユルサン。事成就シテ速ニ来ルヘシトテ、普明王ヲソ送ニケル。

普明大ニ喜テ、本意ノ如彼ノ沙門ニ供養ヲ宣法説カシム。法ヲ聞テ虚空等定ヲ得玉ヘリ。事終ヌレハ、急斑足ノ許ニ行ントス。臣下各是ヲ止メテ、一国コソリ製斑足何ヲ侵サント云。普明王曰、我実語ノ故ニ再ヒ爰ニ来レリ。今何妄語センヤトテ、国ヲ太子ニ讓テ、斑足カ処ニ行テ歎喜ス。斑足復問、何ノ故ニカ死ニ望喜ル。普明王答テ云、我沙門ニ値テ法ヲ聞得タリ。依テ愁ル所ナシ。斑足カ云、然ハ汝カ聞ケル法文、是ヲ説、我聞ント思ト。因テ普明王是ヲ説ニ、天地モ焼テ灰トナル、何ノ常ナル事カ有、生老病死転輪シテ無際。盛ナル者ハ必衰ヘ、実者ハ必虚。形ニ常ノ主「ナシ」、神ノ家無ハ、形ト神ト尚ヲ離ル、豈国アランヤト、如是ノ「四」非常偈ヲ説、斑足王是ヲ聞、忽ニ邪見ヲ改メ空平等地ヲ得タリ。即斑足曰、我外道ノ説ヲ信スル故ニ、千王ヲ害ントス。今慈心ヲ説ク、害心断セリ。千王各本国還ヘシト云。千王モ此普明王ノ説法ヲ聞テ、皆三空門定ヲ證ヲ子孫ニ禅テ、此蒼闍崛山ニ止マリ、共ニ同明知識ト成テ、仏道ヲ行ヒケリ。

是則普明王ノ不妄語故也。我身ノ二世ヲ達スルノミナラス、千王ノ現当ヲ成シ、斑足王・羅刹鬼マテ、皆得益シケル実語ノ徳コソ貴ケレ。

(国立国会図書館蔵写本を底本とし、池上海一氏校訂『三國伝記』(中世の文学)を参照して私に校訂を加えた)

この『三國伝記』の斑足王・普明王の説話と『曾我物語』のそれを比べると、話の根幹は同じであろうがかなりの

違いがみられる。そこで、『三国伝記』の説話内容を分析しながら、その展開を斑足太子の猿楽と比べて見よう。

まず、『三国伝記』の初・二段では、〈斑足王が獅子の子で、肉食を好んで子供を食するために千の国王によって耆闍崛山に流されそこで羅刹の王になった〉と説かれる。この話は『仁王経』ではなく、『賢愚経』十一無惱指鬘品に基づくとと思われる。

続けて『三国伝記』三・四段では、〈普明王が后妃・采女と後園に連立とうとしているとそこに一人の乞食沙門がやってくるが、遊宴に赴く途中につきそこで供養することあたわず、後日に供養を遂げ受戒することを約束する。その後、斑足王に捕らわれたためそれを果たせずに嘆いていると、その理由を斑足王に問われ、約束を果たすために帰国を許される〉という、普明王の不妄語を巡るエピソードが語られる。これは、『三国伝記』のこの説話の副題に「明不妄語之徳事」とあり、説話の終わりにも「是則普明王ノ不妄語故也」と説くことから、この説話の主題の一つであったと考えられよう。この要素も『仁王経』には見られず、『賢愚経』に見られることから、『三国伝記』説話と『賢愚経』の関係の深さが知られるところである。また、この斑足王・普明王の説話が妄語戒を説くために用いられることは、『三宝絵』『宝物集(九冊本)』でもこの部分が説かれることから窺えよう。

さらに五段で、〈国元に戻った普明王が先の沙門を迎えて供養をし、説法をさせて「虚空等定」の悟りを得る〉と展開するのだが、この乞食の沙門こそが、斑足太子の猿楽での「ソウ」の役であることは言うまでもない。

引き続き、〈供養が終わると、普明王は斑足王のもとに戻ろうとするが、臣下がそれを止める。しかし、普明王はそれでは斑足王との約束を破り、妄語をすることになると、国を太子に譲り斑足王の元へ戻る〉のである。ここでも、実語・妄語が重要なテーマとしてうたわれていようが、この『三国伝記』の説話展開ならば、「僧」だけではなく、普明王の臣下である「大臣」と、普明王に国を譲られる子供の「太子」の役割もはっきりとしよう。

すなわち、貞和五年二月に行われた春日臨時祭の禰宜の田楽の能「斑足太子の猿楽」は、『三国伝記』系の斑足王・普明王の説話に基づくものであったことがわかるのである。

さらに続いて、〈斑足王のもとに戻った普明王は、斑足王に乞われて沙門より得た四非常偈を説く。すると斑足王はたちまち「空平等地」を得て悪心を翻し、捕らわれていた千人の王までも「三空聞定」を悟り同朋知識となった〉と話は納められる。

右のように、この斑足太子の猿楽が『三国伝記』系の斑足王・普明王の説話によっているのなら、一番の山場はこの普明王が四句の偈を誦して斑足太子に聞かせる場面であったと想像できよう。『曾我物語』のように僧が偈を説くところが一番の見せ場ではなかったことは、その配役からも窺える。僧の役は春政が扮しているが、初めの主猿楽には出演していないので、どちらかと言うと端役にしか過ぎなかったのではなからうか。それに対して、普明王を演じる春康は立合の「タケノサルカウ」に出演し、初めの主猿楽でも貞敏役をやるなど、春忠・清種と並ぶ禰宜田楽の中心メンバーの一人と思しき人物である。猿楽の前半の山場が、五大力士が普明王を捕らえる働きの場面であるならば、この春康の演じる普明王と春忠の演じる斑足太子との応対と、普明王が偈を説いて斑足太子が悪心を翻す段が後半の大きな山場であったと考えられるのである。

以上、斑足太子の猿楽が『三国伝記』系の斑足王・普明王の説話によっていることが明らかになったと言えようが、だからと言ってこの猿楽が『三国伝記』の説話に拠って作られたと言うわけではない。『三国伝記』の成立は貞和五年より下ると思われるからである。また、『三国伝記』の説話には『曾我物語』のそれに見られた、斑足太子が使役する力士のことも見られない。そこで、『三国伝記』の斑足王・普明王の説話の源流や形成された土壌について考えて見る必要が出て来よう。

先の内容の分析でも、『三国伝記』の斑足王・普明王の説話は、『仁王経』『賢愚経』など種々の要素を取り込んで、形成される様子が窺われたのであるが、そのことについては、近年、小林直樹氏が「『三国伝記』の成立基盤―法華直談の世界との交渉―」（『国語国文』第五十八巻四号、平成元年四月）において興味深い見解を示されている。氏は『三国伝記』の説話形成の基盤に法華直談の世界があったと想定され、そこでは『法華文句』説話が中核的説話の一群として機能していたであろうとして、この「斑足王欲千王殺事」を例として説かれる。その部分を引くと、

（斑足王・普明王の説話は）『法華文句』説話をベースとしながらも、後半部を中心にその叙述が手薄な箇所については、『仁王経』や『賢愚経』相当の二次的資料によって適宜補足を行うことで、全体にふくらみのある説話構成がなされていると言えそうである。

と述べられる。『三国伝記』が『仁王経』そのものではなく、二次的資料によっていることは、これも直談系法華経注釈書に大きな影響を与えている、妙楽大師湛然の『摩訶止観』の注釈である『止観補行伝弘決』に、『仁王経』が再々引用されていることから領けよう（大島薫氏の御教示による）。

さらに小林氏は、『法華経直談抄』にみられる斑足王・普明王の説話を引きながら、実際の直談に際して『法華文句』説話の内容を他資料（別伝）によって補足していくような語り方がなされた可能性は十分にある。とすれば、『三国伝記』の本話の説話構成は、直談の場における該話の語り方と極く近いものだと言いうこともできるであろう。

と、法華直談の世界での形成を示唆されている。

この小林氏の見解に従うと、『三国伝記』の斑足王・普明王の説話の形成には、法華直談の世界における展開があつて、それにより種々の様相を見せていたことが窺われる。斑足太子の猿楽が依拠した説話も、『三国伝記』の説

話の源流に位置し、そこには現存の説話には見られない要素が取り入れられていたことも想像され、『仁王経』守護の五大力菩薩のことも、その一要素として加わった可能性も考えられよう。

七 五大力士について

さて、斑足太子の猿樂の中で、『三国伝記』系の斑足王・普明王説話に照らしても、今一つ役柄が明確でないのが「五大力」二人である。

「五大力」とは五大力菩薩のことで、『仁王般若経』所説の三宝を護持する国王を守護する〈金剛吼〉〈竜王吼〉〈無畏十力吼〉〈雷電吼〉〈無量力吼〉の五菩薩で、菩薩ながら忿怒尊の性格を持つ（岩波書店『仏教辞典』）と言われる。『栄華物語』巻十八に「又ある所を見れば、五大力菩薩懸け奉りて、仁王経を講じ奉る」とあるように、仁王会で『仁王経』を講読する時などには、護持仏としてその画像が懸けられていたようだ。

また、良助法親王の『釈尊影響仁王経秘法』の「仁王般若経守護神五千大鬼王五大力尊事」には、仁王経云。諸国王供養仁王経者。我遣五大力菩薩守二護其国。五大力者。一者金剛吼菩薩。手持千宝相輪守二護其国。二者竜王吼菩薩。手持金輪燈守護其国。三者無畏十力吼菩薩。手持二金剛杵守護国土。四者雷電吼菩薩。手持千宝維網守二護国土。五者無量力吼菩薩。手持千宝剑輪守護国土。此五大力五千大鬼神王守護貴仁王経国土。釈尊影響告勅言。仁王般若経守護神五大力。五大力五千大鬼神王守護仁王経所在国土者。五大般若経守護神、般若経守護神我諸部般若経中名五種金剛神。当知五大明王。〈以下、略〉

（『大日本仏教全書』仁王護国経疏外十部）

とあり、五大力菩薩は五千大鬼神王であると説かれることから、鬼神的性格があったと理解されていたようである。このことは忿怒尊であったことと共に注意すべきであろう。

さて、斑足太子の猿楽では、「フミヤウワウヲトリテアル事」とあるから、五大力は斑足太子の眷属として、その命令に従い普明王を捕まえる役であったろう。このことは、『曾我物語』で「数万の力士・鬼王をあつめ……力士をさしつかはし、かの王をとりぬ」とあるところから推し量ることができよう。一方、『三国伝記』の斑足王・普明王の説話では「諸羅刹、此王ヲ助ケテ鬼王トセリ……鬼神ト斑足ト空ニカケリテ……斑足王諸羅刹ト空ヨリ来リ、普明王ヲ囚去リヌ」と、力士のことこそ出てこないが、羅刹・鬼神を使って王を捕まえる記述は見られる。ここで斑足王に従う鬼神は、眷属神としての性格が五大力士と通じよう。

ところで、『三国伝記』の斑足王・普明王の説話の最後には、「斑足王・羅刹鬼マテ、皆得益シケル」とあるように、普明王の偈によって、斑足王とともに羅刹鬼までが悪心を翻したことで結ばれている。つまり、これを『曾我物語』の説話の力士と重ねて、さらに斑足太子の猿楽の結末を推測すると、斑足太子が使役していた力士も、普明王の誦す『仁王経』の偈によって悪心を翻し、かえって『仁王経』守護の菩薩として転生した、という展開であったと想像できるのである。

むすび

以上、『貞和五年春日社臨時祭次第』の翻刻本文における問題点を指摘しながら、田楽能の斑足太子の猿楽の内容についても、検討を加えて来た。

ここで斑足太子の猿楽の内容をまとめてみると、前半は斑足太子が五大力(一人)に命じて普明王を捕らえる働き事が見所であったろう。中程では、捕らえられていた普明王が国元に戻され、そこで僧の『仁王経』の四句の偈を聞いて悟りを得るが、我が子の太子や大臣が引き留めるのを振り切って斑足太子のもとに帰ろうとする。ここは中間の見せ場であって、妄語戒のことなどが語られたであろう。また、親子の別れや王と臣下の別れが人情物的に演じられた可能性も考えられる。そして後半では、斑足太子のもとに戻った普明王が、乞われるまま『仁王経』の偈を高らかに誦する。ここがこの猿楽の最大の山場で、すると、斑足太子と五大力がたちまちの内に悪心を翻し、斑足太子は同朋知識となり、五大力は『仁王経』守護の菩薩となって、『仁王経』讚歎のうちに終幕を迎える、といった内容であったと想像できよう。

右のように、貞和五年の春日臨時祭で演じられた田楽の能は、劇的な展開が連続する、驚くほど起伏に富んだ内容であったことが窺えるのである。貞和五年は、世阿弥の父である観阿弥が十六歳の時であるが、そのころにこのような劇能が演じられていたことは、能の歴史の上で改めて注目されるべきであろう。

なお、永島福太郎氏の翻刻本文が三回にわたって基本的に変わらなかったのは、後の二回の翻刻が初回の原稿によったものであり、初見以降に原本が所在不明となってそれによる確認が出来なかったためと思われる。もし、永島氏が京大本・高野本の影写本の存在を知り、それによって本文の見直しをはかれば、これらの問題はたちどころに気が付かれ、訂正されたことであろう。今更ながら、いかに原本によって本文を確認することが大切であるかを思い知らされたことである。

本稿は、永島氏の翻刻本文を批判することが起点となったが、氏の研究がなければ本稿は有り得なかった。改めて永島氏の御学恩に深謝するものである。

〔付記〕

最後になるが、史料編纂所の京大本の写真の存在を教えてください。落合博志氏にはおおいに感謝したい。氏の御教示がきっかけになって京都大学文学部博物館の影写本にたどり着くことができた。また、脱稿後にお話したところ、落合氏も「ソウ」を「ワウ」とする誤りに気が付いておられ、それから斑足太子の猿楽が『三国伝記』系の説話に基づくことであることの見通しを持っておられたようである。ここにお断りして、発表させていただいた。

また、京都大学の影写本の閲覧・撮影については、文学部博物館の今岡典和・吉川真司の両氏に御高配いただき、史料編纂所の写真の閲覧については、末柄豊氏にお世話になった。記して深謝する次第である。